

千葉県告示第 3 5 5 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、平成 2 9 年 7 月 1 4 日に千葉県告示第 5 6 6 号で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について指定を解除したので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示します。

平成 3 0 年 4 月 2 7 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

1 指定を解除する区域




千葉県稲毛区六方町 2 1 0 番 1、同番 8 及び同番 9 の各一部  
（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

- （1）セレン及びその化合物
- （2）砒素及びその化合物
- （3）ふっ素及びその化合物
- （4）ほう素及びその化合物

(別図)



	: 調査対象地
	: 形質変更時要届出区域
	: 今回指定を解除する区域